

# 大阪地方最低賃金審議会総会

## 第352回本審議会議事録

### 1 日 時

令和5年6月12日（月） 9時30分～10時00分

### 2 場 所

大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室

### 3 出席者

（公益代表委員）

表田委員、岸本委員、衣笠委員、村上委員、森委員

（労働者代表委員）

狼谷委員、上山委員、鈴木委員、土井委員、松井委員

（使用者代表委員）

柴田委員、北畠委員、土井委員、平岡委員、丸山委員

（事務局）

木原労働局長、樋口労働基準部長、井手賃金課長、稲田主任賃金指導官、林賃金指導官、中島賃金指導官、上地最低賃金係長、福井専門監督官

### 4 審議事項

（1）審議会会長及び会長代理の選出について

（2）小委員会等の設置について

（3）その他

(開会 9時30分)

## 稲田主任

ただいまから、大阪地方最低賃金審議会第352回総会を開催いたします。  
はじめに、傍聴人の皆様に申し上げます。傍聴人の皆様には、既に御渡しております傍聴に関する「遵守事項」に従っていただきますようお願いいたします。

本日は、公益を代表する委員5名、労働者を代表する委員5名、使用者を代表する委員4名、の計14名の委員の御出席により、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づく定足数を満たしており、審議会が有効に成立していることについて、御報告申し上げます。

会長及び会長代理が選出されるまでの間、事務局で議事進行をさせていただきます。

それでは、まず、大阪労働局長の木原から、御挨拶申し上げます。

## 木原労働局長

大阪労働局長の木原でございます。

皆様方には、日頃から労働行政の推進につきまして、格別の御支援・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、この度は、大変お忙しい中、大阪地方最低賃金審議会の委員に御就任いただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、昨年度の大阪の地域別最低賃金につきましては、中央最低賃審議会の目安がこれまでで最も高い31円が示された中で、困難な審議を余儀なくされ、時間額1,023円という答申をいただきました。

答申の付帯事項となっている、最低賃金の的確な周知広報・履行確保、中小企業に対する支援措置、行政機関における委託先発注時の最低賃金履行確保に係る配慮などにつきましては、現在、積極的な取組を行っているところです。

これから中央最低賃金審議会及び目安小委員会の審議が始まり、さらに大阪地方最低賃金審議会、地賃専門部会と各委員の方々には長期間にわたる審議を行っていただくこととなります。

なお、本日の総会は、2年ごとの委員の改選期にあたりますことから、会長ならびに会長代理の選出、各小委員会等の委員の選出等を主な議題として、御審議をお願いしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

これから夏の暑い時期にかけて、委員の皆様には多大な御労苦をおかけすることになるかと存じますが、本年度も貴審議会の自主性を十分に発揮いただき御審議いただきますことを切に希望として申し上げます。簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

## 稲田主任

委員1名の御出席がありましたので、使用者側が5名となり、計15名の委員の御出席となります。

続きまして、審議会委員の改選がございましたので、本日御出席の皆様を御紹介申し上げます。

まず、公益を代表する委員を御紹介いたします。表田委員でございます。岸本委員でございます。衣笠委員でございます。村上委員でございます。森委員でございます。

次に、労働者を代表する委員を御紹介いたします。狼谷委員でございます。上山委員でございます。鈴木委員でございます。土井委員でございます。松井委員でございます。

次に、使用者を代表する委員を御紹介申し上げます。柴田委員でございます。北畠委員でございます。

す。土井委員でございます。平岡委員でございます。丸山委員でございます。

## 稲田主任

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、議事（１）の「会長及び会長代理の選出について」でございますが、最低賃金法第24条第2項の規定により、「会長及び会長代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」こととされております。

当審議会では、従来、公益を代表する委員により、事前に御協議いただきました結果を、この場で御報告いただき、各委員に御諮りする方法で選出してまいりました。

本年度も、同様の方法を進めたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（ 異 議 な し ）

ありがとうございます。

それでは、公益を代表する委員の協議結果につきまして、村上委員から発表をお願いします。

## 村上委員

それでは協議しました結果を報告します。

会長には衣笠委員、会長代理には森委員ということとなりました。

## 稲田主任

ありがとうございました。

会長には衣笠委員、会長代理には森委員との発表ですが、御異議ございませんでしょうか。

（ 異 議 な し ）

ありがとうございました。

全会一致で会長には衣笠委員、会長代理には森委員と決定いたしました。それでは、衣笠会長から御挨拶いただきます。

## 衣笠会長

ただいま、会長の任に就きました衣笠でございます。

最低賃金審議会の運営に当たって、制度の主旨を踏まえ、関係法令に則りまして運営させていただきます。

労使を代表する委員の皆様方には、それぞれのお立場からの御意見を御開陳いただけるものと思っておりますが、大阪労働局長から諮問がありましたならば、最低賃金の適正な金額審議のための議論を進めたいと存じますので、何卒、御協力のほどよろしくお願いいたします。

簡単ではありますが、御挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

## 稲田主任

以後の議事進行につきまして、会長よろしくお願ひいたします。

## 衣笠会長

それでは、審議を進めます。

お手元の会議次第に沿って進めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

はじめに、議事（２）の「小委員会等の設置について」に入ります。

まず、審議会の運営にあたって、審議の進め方、問題点等を協議する運営小委員会の設置について確認いたします。この小委員会の構成は、公益を代表する委員３名、労働者を代表する委員２名、使用者を代表する委員２名ということで、取り扱ってまいりましたが、これまでどおりということでしょうか。

（ 異 議 な し ）

それでは、これまでどおりの構成によることとします。

小委員会等の委員は、大阪地方最低賃金審議会運営規程第３条により会長が指名することとされております。

まず、運営小委員会の公益を代表する委員は、森委員、北川委員と私、衣笠ということにさせていただきます。

次に、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員ですが、あらかじめ、担当について御検討いただいているようであれば、この場で発表をお願いします。

## 松井委員

労働者を代表する運営小委員会の委員は、狼谷委員と私、松井です

## 衣笠会長

ありがとうございます。

次に、使用者を代表する委員、いかがでしょうか。

## 平岡委員

使用者側は、柴田委員と私、平岡です。

## 衣笠会長

ありがとうございました。

そういたしますと、運営小委員会の公益を代表する委員は、北川委員、森委員と私、衣笠、労働者を代表する委員は、狼谷委員と松井委員、使用者を代表する委員は、柴田委員と平岡委員の７名の委員とさせていただきます。各委員の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、本日、この会議の終了後、引き続いて、第１回運営小委員会の開催を予定しております。よ

ろしくお願いします。

続きまして、特定最低賃金の改正等の審議の進め方を協議する特別小委員会の設置に移ります。この特別小委員会の構成は、各代表から4名ずつということで、取り扱ってまいりましたが、こちらも、これまでどおりということによろしいでしょうか。

( 異 議 な し )

それでは、これまでどおりの構成によることとします。

公益を代表する委員につきましては、表田委員、岸本委員、北川委員、村上委員ということにさせていただきます。

次に、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員についてですが、あらかじめ、担当者について御検討いただいているようであれば、この場で発表をお願いいたします。

### 松井委員

はい。4名の名前を申し上げます。狼谷委員、清水委員、鈴木委員と私、松井でございます。

### 衣笠会長

ありがとうございます。

次に、使用者を代表する委員、いかがでしょうか。

### 平岡委員

使用者側は、柴田委員、土井委員、丸山委員と私、平岡です。

### 衣笠会長

ありがとうございました。

そういたしますと、特別小委員会の公益を代表する委員は、表田委員、岸本委員、北川委員、村上委員、労働者を代表する委員は、狼谷委員、清水委員、鈴木委員、松井委員、使用者を代表する委員は、柴田委員、土井委員、平岡委員、丸山委員、の12名の委員とさせていただきます。各委員の皆様、よろしくお願いいたします。

続きまして、審議に用いる資料など、審議会運営上の基本的な問題を協議する基本問題協議会の設置に移ります。この協議会の構成は、各代表から3名ずつということで、取り扱ってまいりましたが、こちらもこれまでどおりということによろしいでしょうか。

( 異 議 な し )

それでは、これまでどおりの構成によることとします。

公益を代表する委員につきましては、表田委員、森委員、村上委員ということにさせていただきます。

次に、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員についてですが、あらかじめ、担当者につ

いて御検討いただいているようであれば、この場で発表をお願いします。

まず、労働者を代表する委員、いかがでしょうか。

### 松井委員

労働者を代表する委員として3名、狼谷委員、清水委員、と私、松井です。

### 衣笠会長

ありがとうございます。

次に、使用者を代表する委員、いかがでしょうか。

### 平岡委員

はい。柴田委員、丸山委員と私、平岡です。

### 衣笠会長

ありがとうございました。

そういたしますと、基本問題協議会の公益を代表する委員は、表田委員、村上委員、森委員、労働者を代表する委員は、狼谷委員、清水委員、松井委員、使用者を代表する委員は、柴田委員、平岡委員、丸山委員の9名の委員とさせていただきます。各委員の皆様には、よろしく願いいたします。

次に、議事（3）の「その他」に入ります。

事務局から説明してください。

### 稲田主任

2点ございます。

1点目は、大阪地方最低賃金審議会委員による実地視察の実施についてです。

本年度は、今月6月23日（金）本審委員に御出席のもと、実地視察を実施することとしております。視察対象事業者は、菓子製造販売業を予定しております。

### 衣笠会長

ただいま事務局より、本年度の実地視察は審議会委員により実施することと、視察対象事業者は菓子製造販売業であることについて御説明をいただきましたが、何か御質問はありますでしょうか。

（ な し ）

それでは、事務局では、本年度の実地視察に向けて、引き続き御対応のほどお願いいたします。

### 稲田主任

続きまして、2点目、資料3「関係団体からの要請紹介」について、抜粋で説明いたします。

令和5年5月10日付けで全日本港湾労働組合関西地方本部からの要請書があります。要請書の1ページの下から3パラフレーズ目に「賃金引き上げの環境を整備するため『パートナーシップによる価

値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ』を実効的なものにするためにも、買ったたき等の摘発強化などを一層取り組んでいただきたい」との要請です。以上です。

## 衣笠会長

ただいま説明がありました点について、何か御質問はございますか。

( な し )

ないようでしたら、委員の皆様、ほかに何かありますでしょうか。

( な し )

事務局で、小委員会等の委員名簿が出来上がっているようでしたら、配付してください。また、事務局から他に連絡事項がありましたら御説明ください。

## 稲田主任

ただいま御配りしました委員会名簿に誤りはございませんでしょうか。

それでは、今後の日程について、御説明させていただきます。

本日は、この後、引き続き第1回運営小委員会を開催させていただきます。

次回の第353回総会は、7月4日（火）第1回特別小委員会のあとの午後4時からの開催を予定しております。議事としましては、地域別最低賃金の改正決定の諮問、特定最低賃金の改正の必要性ならびに改正決定の諮問を予定しております。

## 衣笠会長

ほかに、何か御意見・御質問はございませんか。

( な し )

御意見・御質問も終わったようです。

当面の審議の進め方は以上のおりですので、よろしく願いいたします。

その他、何かございませんか。

公益を代表する委員、何かありませんか。

( な し )

労働者を代表する委員、何かありませんか。

( な し )

使用者を代表する委員、何かありませんか。

( な し )

それでは、本日はこれで閉会といたします。

### 稲田主任

引き続き、運営小委員会を開催しますので、担当委員の皆様は、隣の第3共用会議室に移動していただきますよう、よろしくお願いいたします。午前10時5分から第1回運営小委員会開催いたします。

(閉会 10時00分)